

○福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の 手続及び効果に関する条例

〔平成18年8月7日〕
〔条例第15号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合の職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 一般職の常勤の職員についての減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

2 法第22条の2条第1項第1号に掲げる職員についての減給は、1日以上6月以下の期間につき、福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第1号）第3条に規定する基準月額の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者はその職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（令和元年11月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。